掛金の目安(10a当り)



共済掛金の55%を国が負担するため、農家負担は45%になります

秋そばの場合	★(交付申請者は1kg当り共済金額601円。	、交付申請者以外は1kg当り共済金額309円選択した場	(合鳥
	1 (人口 午明 6 16 116 1 7八万 半限の口 1	、入口 T明 ログハは い6コノハガ 単説のの 1 だいしにる	21 LI /

		全相殺方式	(8割補償)			+m-1144=1 24	地域インデックス方式(9割補償)				
平年の10a 当り収穫量		払交付金申請者 ・集落営農等)	左記以外の方			市町村統計単 収に基づく10a 当り収穫量	畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方		
	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等		ヨッ収役里	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等	
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)		(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	
30	14,424	495	7,416	279		30	16,227	181	8,343	112	
40	19,232	643	9,888	355		40	21,636	228	11,124	137	
50	24,040	791	12,360	431		50	27,045	274	13,905	161	
60	28,848	940	14,832	507		60	32,454	322	16,686	185	
70	33,656	1,088	17,304	584		70	37,863	369	19,467	209	
80	38,464	1,236	19,776	660		80	43,272	415	22,248	233	

夏そばの場合(交付申請者は1kg当り共済金額626円、交付申請者以外は1kg当り共済金額334円選択した場合)

	文(1647-30日(入日平明日16年6日)八万亚岛0201八人日平明日次月16年6日)八万亚岛00年112月0日3日)										
	全相殺方式(8割補償)					+	地域インデックス方式(9割補償)				
平年の10a 当り収穫量	畑作物の直接支 (認定農業者	払交付金申請者 ・集落営農等)	左記以外の方			市町村統計単 収に基づく10a 当り収穫量	畑作物の直接支払交付金申請者 (認定農業者・集落営農等)		左記以外の方		
	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等		ヨッ収侵量「	最高補償額	農家負担掛金等	最高補償額	農家負担掛金等	
(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)		(kg)	(円)	(円)	(円)	(円)	
30	15,024	514	8,016	298		30	16,902	187	9,018	118	
40	20,032	668	10,688	380		40	22,536	236	12,024	144	
50	25,040	822	13,360	462		50	28,170	284	15,030	171	
60	30,048	977	16,032	545		60	33,804	333	18,036	197	
70	35,056	1,131	18,704	627		70	39,438	382	21,042	223	
80	40,064	1,285	21,376	709		80	45,072	431	24,048	249	

※農家負担掛金等には10a当り50円(インデックス方式は40円)の賦課金も含まれています ※掛金率は平均的な率で計算しております。実際の掛金率は危険段階別個人料率が適用されます

共済金の支払い

☆秋そばで引受面積10a、基準単収50kg、1kg単価601円を選択。 災害が発生し、実際の収穫量が20kgであった場合

全相殺方式(8割補償)の場合 (引受収量40kg)

引受収量 実収穫量 共済減収量 40kg – 20kg = 20kg

共済減収量 1 kg当り共済金額 共済金 20kg × 601円 = 12,020円 地域インデックス方式(9割補償)の場合(引受収量45kg)

引受収量 <u>※当年の統計収量</u> 共済減収量 45kg – 30kg = 15kg

共済減収量1 kg当り共済金額共済金15kg×601円=9,015円

※地域インデックス方式の収穫量は個人の収穫量ではなく、市町村ごとの統計データの収穫量を用います

もしもの備えに・・ 経営安定のための





---加入申込期限 夏そば 5月10日 (夏そば・教そば加入する場合) 教そば のみ7月15日 です ---

夏そば及び秋そばを栽培してる場合は両方加入が必要です



≪お問い合わせ先≫ 長野県農業共済組合(OO支所) 長野市OOOOO79-5 電話 026-217-5809 FAX 026-217-5816

令和4年産版

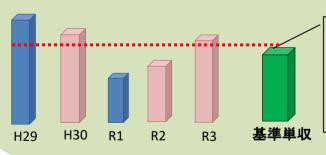
加入資格

- ①栽培面積が5a以上あること(栽培されている耕地は全筆加入となります)
- ②全相殺方式は、そば生産量の概ね全量を出荷し、過去5ヵ年(平成29年~令和3年)の間で最低3ヵ年の栽培、出荷実績があり、その資料提供を出荷先から得られることが加入資格の条件となります
- ※集落営農や生産組合等の組織の構成員になられている方は、個人では共済に加入できませんので、組織として共済の加入をお願いします

引受方式

(補償期間は発芽期から収穫期まで)

- ■全相殺方式 ・・・・農家ごとに基準収穫量の8割、7割、6割を補償します (個人の過去の出荷量等を基に基準収穫量を計算します)
- ·全圃場の合計収穫量が基準収穫量の2割、3割、4割を超える減収の場合、 共済金の支払対象となる方式です
- ■地域インデックス方式 ・・・・農家ごとに基準収穫量の9割、8割、7割を補償します (統計地域単位ごとに過去の統計単収を基に基準収穫量を計算します)
- ·その年の統計データの収穫量が、その地域の平均単収の1割、2割、3割を超える減収の場合、共済金の支払対象となる方式です



-単収設定について-

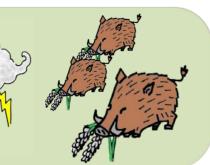
単収が最も多い年と少ない年を除いた中庸3ヵ 年の平均が基準となります。

全相殺方式・・・個人の出荷数量データ (最低3ヵ年の出荷実績が必要) 地域インデックス方式・・・市町村ごとの統計データ

対象となる災害

風水害・雨害湿潤害などの自然災害 鳥獣害、病虫害、火災等が対象です

※除草管理粗放など栽培管理上の問題、 また自然災害以外の原因による被害は 共済の対象となりません



災害が発生したら・・・

- ●災害が発生した場合は必ず組合まで被害申告をしてください。損害評価 により、被害状況及び肥培管理の状況を確認します
- ●被害申告をされないと、収穫前の被害調査が実施できないため、収穫後 に減収と判明しても共済金をお支払いすることができません

1kg当たり共済金額

☆畑作物の直接支払交付金の申請者か否かで、 選択できる補償単価が変わります

					》						
類区分	1位	2位	3位 4位 5位		5位	6位	7位	8位	9位	10位	
秋そば	601円	541円	481円	421円	361円	309円	278円	247円	216円	185円	
夏そば	626円	563円	501円	438円	376円	334円	301円	267円	234円	200円	

交付金申請者

※ 畑作物の直接支払交付金の申請者(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)の 1kg当りの補償額は、上記10段階から選択できます。 申請者以外 は、5段階(6位~10位)からの選択になります。

共済金額(最高補償額)

〇全相殺方式(8割補償)の秋そばの場合



(基準収穫量) (補償割合) (引受収量)

 $50 \text{kg} \times 80\% = 40 \text{kg}$

(引受収量) (1kg当り補償額) (最高補償額) 40kg × 601円 = 24,040円

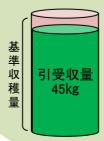
※<u>交付金申請者以外の場合</u> 1kg当り補償額<u>309円</u>で試算すると 最高補償額は12,360円です

大人人由建老以从

※経営所得安定対策営農継続支払がある場合13,000円/10aとの重複分が上記から控除されます

〇地域インデックス方式(9割補償)の秋そばの場合

引受面積10a、基準単収50kg、1kg当り補償額601円(交付金申請者単価)の場合・・・
(市町村ごとの統計単収)



(基準収穫量) (補償割合) (引受収量)

 $50 \text{kg} \times 90\% = 45 \text{kg}$

(引受収量) (1kg当り補償額) (最高補償額) 45kg × 601円 = 27,045円

※交付金申請者以外の場合 1kg当り補償額309円で試算すると 最高補償額は13,905円です

※経営所得安定対策営農継続支払がある場合13,000円/10aとの重複分が上記から控除されます